

倒産後の企業再生についての日米比較

日本の倒産法制はベンチャー企業に再挑戦を許すか

大 橋 亨

Abstract

The purpose of this paper is to test the following question. Does the Insolvency Law system of Japan offer an opportunity for highly motivated persons to reconstruct their bankrupt business or to start up his or her enterprise again even if they once went wrong?

The method of my research is to compare Japanese Insolvency Law system with that of U.S.A.

The contents of the paper are the following. Section 1 surveys and analyzes the Japanese and U.S. bankruptcy number of cases from various viewpoints. With Section 2, the focus of my research is applied to Minji-Saisei procedure, i.e. civil rehabilitation procedure, DIP finance and the amount of exemption from enforcement of the property's settlement. With Section 3, the Japanese Insolvency Law system is concluded insufficient as the system for re-challenging for motivated persons.

キーワード.....ベンチャー企業 倒産法制 民事再生法 DIP ファイナンス 差押禁止財産

イントロダクション

日本経済は、1990年代のバブル崩壊以降、長期の経済停滞が続いている。これを打開するための一方策としてベンチャー企業の創出・育成がある。90年代アメリカ、特にシリコンバレーではベンチャー企業が盛んに創出され、これが成長することによりアメリカ経済を牽引した。他方、日本では、アメリカの好調振りを睨みながら、雇用の創出と21世紀型産業の創出の旗を掲げた。すなわち、経済産業省を中心に米国型をモデルとしてさまざまなベンチャー企業支援施策を実施してきた。しかし、これがうまく機能しているとはいいい難い。まさに、「笛吹けど踊らず」の状態であろう。

その理由の一つとして、アメリカの倒産法制が、失敗しても再挑戦を許すシステムであるのに対し、日本では、間接金融や個人保証等の取引慣行とあいまって、一度失敗したら二度と立ち上がれず、再挑戦を許さない現実があった。たとえば、ペンコンピュータで一世を風靡したジ

エリーカプランの率いるジーオーコーポレーションは、80億ドルの負債を抱え、倒産したが¹⁾、カプラン自身は、オンセールを立ち上げ、みごとに返り咲いている。他方、板倉雄一郎のハイパーネットは、負債総額37億円で破産し、会社に個人保証した板倉自身も自己破産した。板倉は、その著書『社長失格』のなかで「ゼロの状態に戻った」と述べている²⁾。

小稿の目的は、ベンチャー企業再生の観点から、日本の倒産法制が、やる気のある人間が起業するのを容易にし、失敗しても再生が可能であるようなシステムとなっているかを考察することにある。企業を立ち上げようという企業家精神とアイデア、技術、そして失敗により成長した経営者としての能力も活用しなければならない。社会全体の有益な知識量を増加させ活用することが重要である。

考察の方法は、日本の民事再生法を中心に、米国倒産法制と比較することである。

小稿の構成は、まず第1節で、日米の倒産件数の比較分析を行う。米国のデータは、連邦全体のものであるが、一部カリフォルニア州とニューヨーク州のものを利用する。第2節では、第1節の倒産件数の分析を踏まえ、2002年4月から施行され活用されている日本の民事再生法を考察の中心におき、日本の倒産法制が、ベンチャー企業が失敗しても再挑戦できる制度となっているかについて検討する。企業を再生させるための民事再生法の特徴、再生の鍵であるDIPファイナンス(再建支援融資)³⁾、また個人が破産してしまった場合の差押禁止財産(自由財産)⁴⁾について検討する。これらの検討の結果、第3節でベンチャー企業が再挑戦するための倒産法制としては不十分であると結論づけるとともに、今後の研究の方向性を示す。

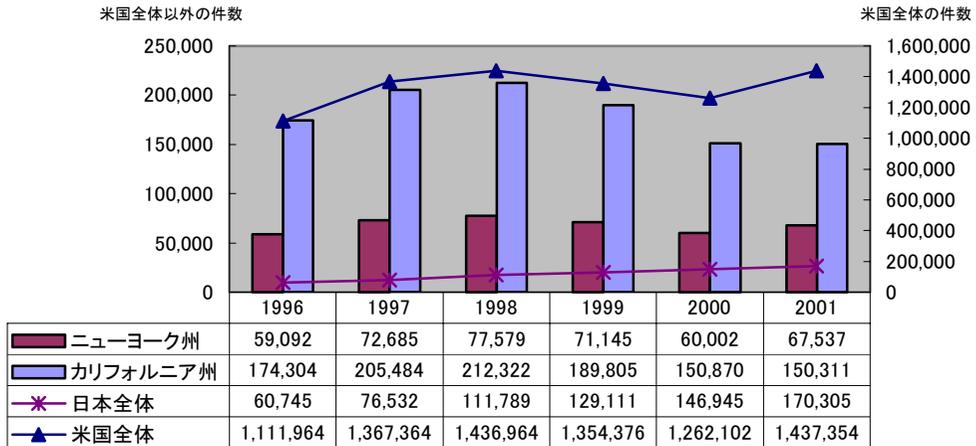
1. 日米の倒産件数の比較分析

日本の倒産法制が、ベンチャー企業が失敗しても再挑戦できる制度となっているかを述べる前に日米の倒産件数の比較分析を行う。

図表1は、米国と日本の1996年から2001年までの倒産新受件数の推移を示したものである。米国の倒産件数は、連邦倒産法チャプター7、11、12、13による事件数の合計数で、参考としてカリフォルニア州とニューヨーク州の事件数をあげてある。日本の倒産件数は、法的倒産手続である破産手続と商法の特別整理、会社更生手続、和議手続、民事再生手続、そして商法の会社整理の新受件数を合計した件数であり、通常使われる倒産概念とは異なる。倒産概念は制定法の規定する概念ではなく、東京商工リサーチは、「倒産概念として、手形小切手の不渡りによる銀行取引停止処分を受けたもの、会社更生法の適用を申請したもの、商法による会社整理に入ったもの、民事再生法の申立てを行ったもの、破産の申立てが成されたもの、特別清算の申立てを行ったもの、内整理に入ったものいずれかに該当するもの」とする⁵⁾。帝国データバンクも同様の定義をしている⁶⁾。

図表1で、単純に日本と米国の件数を比較すると、米国では年間百万件を超えているのに対

【図表1】米国と日本の倒産新受件数

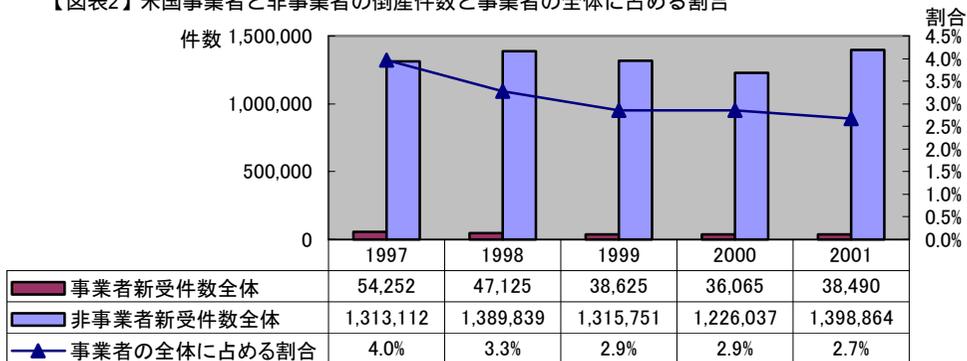


(出所)U.S. COURTS. Federal Judicial Caseload Statistics, March31,2001.

<http://www.uscourts.gov/caseload2001/tables/f00mar01.pdf> (2002.5.10 閲覧)のデータより、日本は、最高裁判所司法統計年報平成8年から13年のデータより、筆者作成。

し、日本では、1996年の60,745件から2001年の170,305件の規模である。したがって、米国は日本のおよそ8倍から18倍の新受件数がある。件数の推移に目を移すと、米国では1996年の1,111,964件から1998年の1,436,964件までに上昇し、その後2000年の1,262,102件まで下降したが、2001年には1998年を超える1,437,354件まで上昇している。1998年まで上昇し、その後2000年まで下降、2001年にまた上昇するというこの傾向は、ニューヨーク州、カリフォルニア州ともほぼ同様である。一方、日本の倒産件数は、1996年から2000年までほぼ直線的に増加する傾向が見られる。

【図表2】米国事業者と非事業者の倒産件数と事業者の全体に占める割合



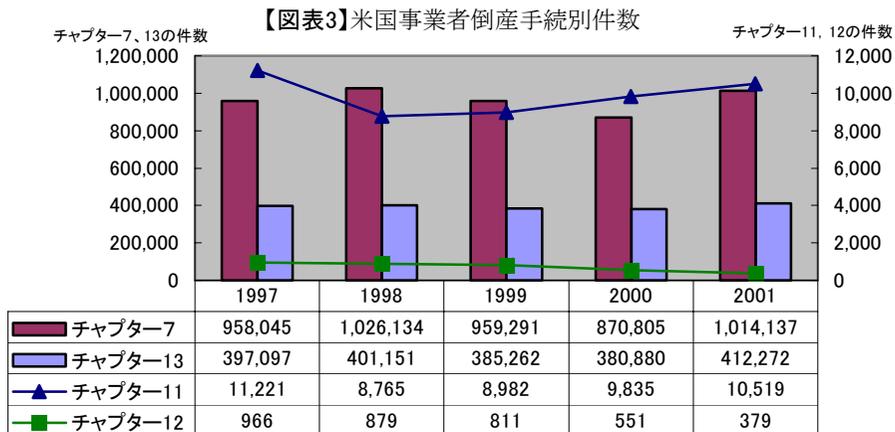
(出所)U.S. COURTS. Federal Judicial Caseload Statistics, March31,2001.

<http://www.uscourts.gov/caseload2001>(2002.5.10 閲覧)のデータより、筆者作成。

図表2は、米国の事業者と非事業者のそれぞれの new filings、事業者 new filings の new filings 全体に占める割合を示したものである。これによると、事業者の倒産件数は、およそ3万8千件か

ら 5 万 4 千件程度であり、事業者の倒産件数の全体に占める割合は、2.7 パーセントから 4 パーセントの間にある。推移の傾向を見ると、1997 年から徐々に下降傾向にある。全体の件数が 2000 年から 2001 年にかけておよそ 13.9 パーセント増加しているにもかかわらず、事業者の倒産件数は、36,065 件から 38,490 件とほぼ横ばい状態である。全体的には、米国においては事業者の件数も全体の件数もそれほど大きな変化はない。

図表 3 は、米国倒産法の手続による事業者の倒産のうち、手続ごとの件数の推移を示している。米国連邦倒産法チャプター 7 は、日本の破産手続にあたる清算手続である。裁判所の監督のもとで管財人が債務者の財産を換価処分し債権者に分配する。チャプター 11 は、民事再生手続と会社更生手続を合わせたような再建手続である。通常、事業経営の継続を希望する債務者が、裁判所によって承認された再建計画に従って債権者に支払っていく手続である。債務者は支払不能や債務超過でなくても手続の申立てができ、手続開始後も債務者は資産を占有し、事業を継続することができるなどの特徴がある。チャプター 13 は、定期的収入のある個人債務者債務整理手続で、債務者の将来の収入から弁済する手続である。この手続は、通常 3 年から 5 年の期間で債権者に返済する計画を債務者が提案し、裁判所の承認によってその計画が実行される。チャプター 12 は、定期的収入のある家族経営農家の債務整理手続である。農業危機による家族的規模の農業経営者の経済的苦境を整理するための手続で 1986 年に新設された⁷⁾。この手続はチャプター 13 の手続とよく似ており、債務者が一定の期間で債権者に返済する計画を提案する。計画が実行されている間、家族的農業者に農業経営を継続することを認める。

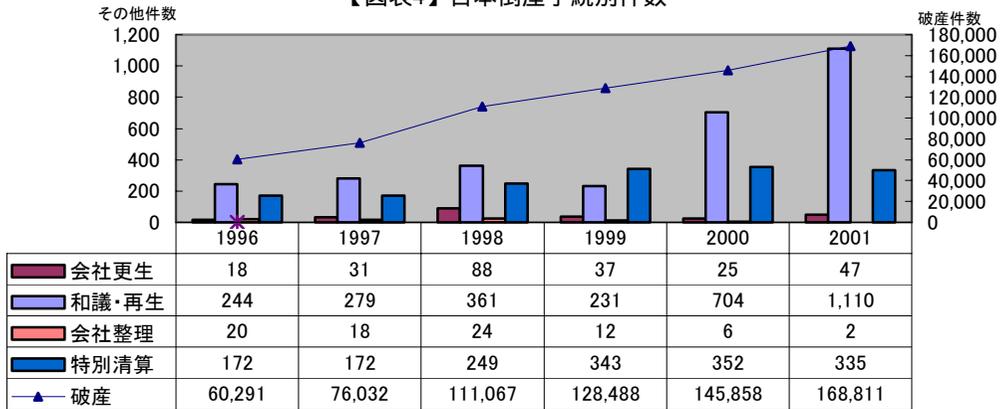


(出所)U.S. COURTS. Federal Judicial Caseload Statistics, March31,2001

<http://www.uscourts.gov/caseload2001/tables/f00mar01.pdf> (2002.5.10 閲覧)のデータより、筆者作成。

米国の事業者倒産手続の大半がチャプター 7 の清算手続であり、チャプター 11 による再建手続の件数は 1 万件程度であり、事業者の倒産手続全体から見れば 1 パーセントに満たない。

【図表4】日本倒産手続別件数

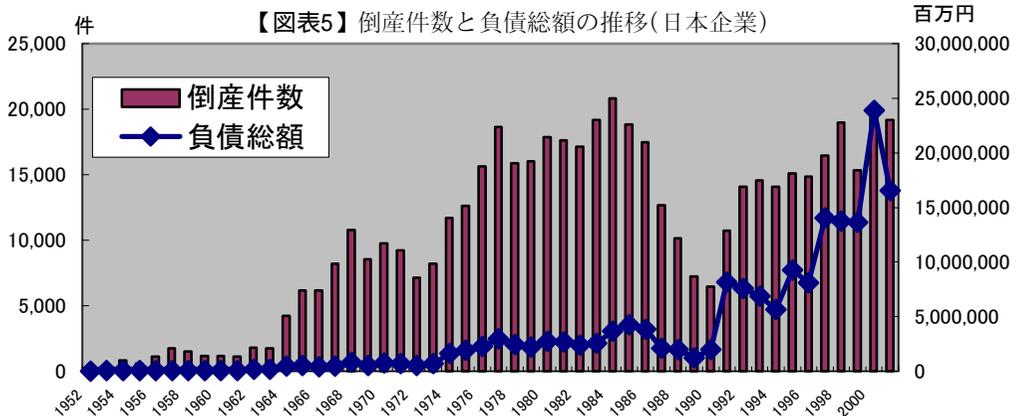


(出所)最高裁判所『司法統計年報平成8年～13年度版』

http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf のデータより筆者作成。

これに対して、図表4は日本の倒産手続別件数を示している。大半は、破産手続による清算事件である。1996年には60,291件であったが、景気低迷のためか直線的に増加し、2001年には約2.8倍の168,811件になっている。民事再生法が2000年4月から実施されたことにより、事件数が急激に増加しており、2001年には1,110件に達している。会社更生手続による事件数は、全体から見ればごくわずかである。1996年には18件にすぎなかったが1998年には約4.9倍の88件となっている。その後はやや落ち着いているが、本来会社更生手続が予定している大会社の再建事件が、民事再生法の施行により民事再生手続に回っているものもある。会社更生手続、民事再生手続、そして会社整理を合わせた再建手続の事件数は全体の1パーセントに満たないという点は米国と同様である。

図表5は、負債総額が1000万円以上の日本企業の、1952年から2001年までの倒産件数と負



(出所)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況倒産件数、負債額推移(負債総額1000万円以上)」、http://www.tsr-net.co.jp/topics/zenkoku/level_4/tousan_suii.html のデータより筆者作成。

債総額の推移を示している。倒産件数は、1984年の20,841件がピークである。バブル期には減少していたが、その後上昇し、2000年には19,769件に達している。負債総額で見ると、1989年の1,232,296百万円から急激に増加し、2000年には23,885,035百万円になっている。1990年代のバブル崩壊後倒産件数、負債総額とも大きく伸びている。このことから、長期の不況の様子がよく分かる。米国と比べると、日本の事業者の倒産件数は米国の2分の1程度である。

2.日本の倒産法制

第1節では、日本の倒産件数をさまざまな角度から分析した。これを踏まえて第2節では、日米の倒産制度を比較しながら、日本の倒産法制がベンチャー企業に再挑戦を許す制度となっているかについて考察する。その焦点は、民事再生法、DIPファイナンス、そして差押禁止財産に当てられる。

2.1.民事再生法

米国倒産法や新ドイツ倒産法を参照して制定された民事再生法は、2000年4月から施行されている。ベンチャー企業が自己のアイデアと技術で起業に挑戦し失敗してしまった場合でも、この法手続により再建可能か検討する。

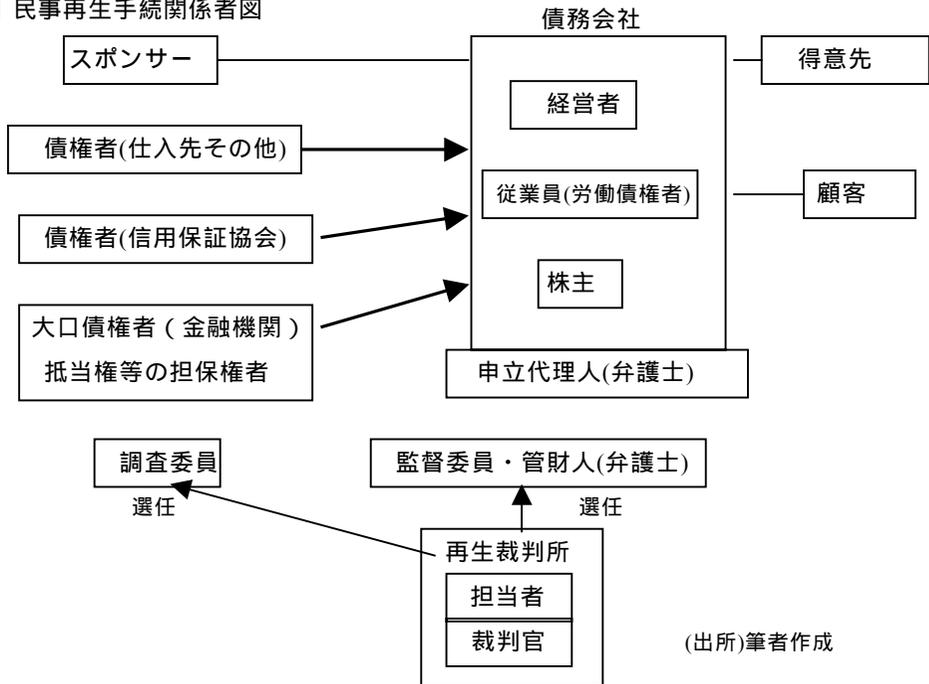
倒産法制⁸⁾のうち民事再生手続(以下、再生手続という)は、法的倒産手続で再建型手続の一つである。再建型手続には、会社更生手続もあるが、その対象が株式会社に限定される。また、会社更生手続は大企業を想定している⁹⁾。再生手続には一度失敗した企業に再挑戦を許す特徴がある。この再挑戦を可能とする特徴として、(1)Debtor In Possession(占有する債務者：経営者がそのまま残って再建に当たること)、(2)早期の申立てが可能となったこと、(3)債権者集会での可決要件の緩和がある。会社更生法や民事再生法の前身である和議法にはない特徴がある。それぞれについて少し詳しく見る。

(1)Debtor In Possession (占有する債務者)

次ページ図表6は、再生手続における関係者の図である。通常、再生手続において債務者である会社が、弁護士である申立代理人を通じて再生手続開始の申請をする。そして、裁判所の保全処分がなされると申請前の債権者は再生手続によらず自己の債権の弁済を受けることができなくなる。会社更生手続では、財産の管理処分権や事業経営権は、裁判所の選任する更生管財人にある。これに対して、再生手続では、再生管財人を選任することもできるが、業務を遂行し財産を管理する権利は原則として従来の債務者(DIP: Debtor In Possession)にある。これは米国連邦倒産法チャプター11の制度を採り入れたものである。再生手続では、裁判所の管理命令があった場合にはじめて再生管財人が選任される(民事再生法第64条)のであって、債務者であるベンチャー企業の経営者には、自分自身で自己のアイデアと技術を活かす途が残される。

実際の運用をみると、東京地裁、名古屋地裁は保全処分とほぼ同時に必ず監督委員を選任し、債務者のサポートにあたらせる¹⁰⁾。原則のDIP型ではなく、弁護士である監督委員を必ず選任するのは、監督委員が選任されない場合、債権者集会の同意を得た後、裁判所の再生計画認可の決定がなされると、それで手続が終結してしまうからである。これでは、再生計画が履行されない危険がある。監督委員が選任されていれば、再生計画の認可があっても手続は終結せず、裁判所が3年間監督することになる¹¹⁾。これにより、再生計画の履行確保が図られる。新潟地裁でも、必ず監督委員をつけている。民事再生法の建前としては、DIPが原則とはいえ、裁判所の運用上は必ず監督人をつけ、再生計画の履行を確実にしようとするのが日本的再生方法ということであろうか。この場合、監督人である弁護士の能力が問われる。破産のような清算手続では、財産の権利関係の処理をすればそれでよいが、再建型である民事再生の場合には事業経営を監督しなければならないからである。特にベンチャー企業のようなアイデアと技術を活かす必要がある場合に、これを単なる弁護士がサポートするのは難しいと考えられる。

【図表6】民事再生手続関係者図



(2)早期の申立て

米国連邦倒産法では、債務者適格のほか倒産事件の開始要件は法定されておらず、債務超過や支払不能なども開始要件とされていない¹²⁾。この点、民事再生法は、裁判所への再生手続の申立原因を、破産原因の事実(すなわち、支払不能、債務超過)の生ずる「おそれ」があるとき、債務者が事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、と規定する(第21条1項)。民事再生法の前身である和議法は、手続開始原因を

支払不能や債務超過としていた。そのため、裁判所に和議の申立てがあったときにはすでに再生のための余力が残されていなかった。そこで、再生法は、破産原因である支払不能や債務超過といった破綻状態になる前に、そのような状態の生ずる「おそれ」があれば、手続開始の申立てをすることができるようにした。これにより再生の可能性が高まる。一般に、財務状態の悪化が進めば進むほど事業再生のために打つ手段がなくなり、再生の可能性がなくなってしまう¹³⁾。民事再生法は、そうならないうちに、早期の申立てを可能とし再生確率を高めようとしている。ベンチャー企業に限らず、事業者は早期の対応をすべきである。早期の対応を可能にしているという点では、民事再生法が、再挑戦を可能にしているといえる。

(3)債権者集会での可決要件

手続が進行し、債権の届出をした債権者が債権者集会を構成し、債務者が中心となって作成した再生計画案の決議をすることになる。従来和議手続では、出席債権者の過半数でかつ総債権額の4分の3以上の同意を必要としていた。民事再生法では、これを出席債権者の過半数で、かつ総債権額の2分の1以上の同意があれば、再生計画の決議ができるものとした(第171条4項)。倒産という事態になれば、債権者と債務者の争いというよりも、債権者間での争いが大きくなる。債権の優先性が異なったり、また、抜けがけして自分の債権の弁済だけを債務者に迫ったりする債権者もいるからである。債権者間で対立が生じいつまでも再建計画案がまとまらないと再建できるものも再建できなくなってしまう。法は、これを考慮し、総債権額の2分の1以上の大口債権者が再生計画案に同意すれば、これが再生計画として成立することとした。金融機関など大口の債権者の協力を取りつけて迅速に再建計画を作成できれば再生の可能性も高まる。この意味で民事再生法は、再挑戦を可能にしている。

2.2 再挑戦の鍵 - DIP ファイナンス(再建支援融資)

民事再生法を使って再生手続に入った場合、再建の鍵となるのが DIP ファイナンスである。DIP ファイナンスは、手続申立後の主として運転資金として利用される「再生債務者に対する新規融資」を意味する¹⁴⁾。米国倒産法には日本よりも強く DIP ファイナンスを保護する規定があり(図表 7)、企業の再建を容易にしている。

【図表 7】アメリカ連邦倒産法の DIP ファイナンス制度

条文	優先度	担保	裁判所の許可	条件
364 条(a)項	管理費用	なし	不要	通常業務過程での与信
364 条(b)項	管理費用	なし	必要	通常業務過程外の与信でも可
364 条(c)項	超優先債権(スーパープライオリティ)	可(既存担保権には劣後)	必要	(a)項、(b)項の与信が得られなかったこと
364 条(d)項	超優先債権(プライミングフリーエン)	可(既存担保権にも優先、または少なくとも同順位)	必要	(a)項、(b)項、(c)項の与信が得られなかったこと

(出所)田作朋雄「DIP ファイナンスの意義」(金融法務事情、No.1589、2000.9.15)7 ページを引用。

(1)DIP ファイナンスの必要性

民事再生手続の申立てがあり、裁判所の弁済禁止の保全処分があると、債務者(DIP)は手続申立前の個別の債権を一時的には弁済する必要がなくなる。しかし、一度「倒産」企業として認知されてしまうと、支払手形による信用取引はできず、事業継続に必要な仕入れや生産・販売、そして従業員に支払う給与等現金による支払いが余儀なくされる¹⁵⁾。通常、このような現金を十分に用意している企業は少ないので、事業を継続し、企業の再建を図るためには、他からの融資が必要となる。

(2)民事再生法の規定

このDIPファイナンスに関し、民事再生法は次のような規定を置く。すなわち、再生手続開始後の融資は自動的に一般の再生債権に優先する共益債権となり(第119条5項)、申立後手続開始前でも、裁判所の許可あるいはこれに代わる監督委員の承認があれば、共益債権となる(第120条1項2項)。これらは、一般の再生債権に優先し、再生債権に先立って再生手続外で随時弁済される。しかし、米国のような超優先性(スーパープライオリティ)や超優先的担保権(プライミングリーエン)(図表7)が存在しない。米国連邦倒産法の第364条(c)項で規定される裁判所の許可ある与信は、他の管理費用よりもさらに優先する。また、同条(d)項は、裁判所の許可があれば、既存の担保権より先順位または同順位の担保権を設定することができる。この点、日本の場合には限界がある。すなわち、現在の民事再生法のもとで再生手続申立後の融資については共益債権となるに過ぎず、共益債権間で優先するわけではないので、その回収を確実なものとするためには担保権の設定をする必要がある。だが、現実には再生手続に入っているような企業に担保に供していないような資産があるとは思われない。

(3)金融機関のビジネスチャンス

2001年4月、政府の緊急経済対策で「企業の再建計画策定中の融資(DIPファイナンス等)の円滑化」が具体的施策の一つとして示され¹⁶⁾、これを受けて、日本政策投資銀行や商工組合中央金庫などの公的金融機関がDIPファイナンスを実行している。日本政策投資銀行と富士銀行が協調して2001年5月に行ったフットワークエクスプレスの例では、事業継続に伴って発生する売掛債権を担保にする仕組みをとっている。また、日本政策投資銀行が単独で2001年10月に行ったマイカルのケースでは、クレジットカード会社に対する売掛債権を担保にして融資契約を結んでいる¹⁷⁾。

問題のあった金融庁の金融検査マニュアルの分類に関し、共益債権となったDIPファイナンスの債権については、非分類ないし分類に扱われる¹⁸⁾こととなり、開示の必要がなくなり、融資しやすくなった。米国でもDIP債権は通常の債権(Performing Debt)に分類される¹⁹⁾。

金融機関にとっては、リスクに見合った高いリターンを得ることができ、これをビジネスチャンスと捉えるべきだろう。ただし、民間金融機関も融資の姿勢を不動産担保一辺倒のやり方を変え、「不動産については正当にディスカунティッド・キャッシュフロー法を適用すると

もに、動産担保はもちろん、企業自体が生むであろう予測キャッシュフローその究極の処分価値なども勘案」するような「総合的な与信リスク判断」²⁰⁾をする必要がある。金融機関は、このDIPファイナンスやデッドエクイティスワップなどの技術を蓄え、機会を捉えて新市場を開拓するという企業家精神を大いに発揮するチャンスである。各種の専門家がビジネスとして手続に参加するというダイナミックな倒産処理手続への転換²¹⁾が必要と思われる。

2.3. 差押禁止財産の範囲

ベンチャー企業の成功確率は低い。精神的身体的に驚異的な努力にもかかわらず、事業に失敗することはよくある。だからこそベンチャーなのである。しかし、事業の失敗が人生の終わりになってしまうのではベンチャー企業を興すという挑戦者は出てこない。一度の失敗が次への挑戦にとっての糧となり、成功確率が高まるような再起の可能性が残されていなければならない。事業に失敗し個人保証をした経営者やその家族、知人などの個人の再生に関して、差押禁止財産の範囲が再挑戦を許すものとなっているかが問題となる。

2.3.1. 差押禁止財産の定義と破産財団の範囲との関係

差押禁止財産は、ベンチャー企業などが事業に失敗した場合でも、経営者個人に最低限確保される財産のことである。ベンチャー企業が銀行等の金融機関から資金を得る場合、経営者個人が連帯保証人(連帯保証人には、債権者に対し保証人に認められる、主債務者に先に催告してくださいという催告の抗弁権や主債務者に弁済の資力があり、かつ執行も容易であることを証明して先に主債務者の財産に執行してくださいという検索の抗弁権がない[民法第 452、453、454 条])になることが日本の取引慣行として定着している。事業の失敗が即経営者の破産につながる。破産手続を規定する破産法は、債務者の財産のうち、換価処分され債権者の債権額の割合での比例的満足の対象となる財産である破産財団の範囲から差押禁止財産を除外する(自由財産)(第 6 条 3 項)。差押禁止財産自体は執行法にその規定がある(差押禁止動産について民事執行法第 131 条、差押禁止債権について同法第 152 条)。法第 131 条は、債務者の生存の保障、個人的生業の維持、私的専有の確保などの観点から差押を禁止する動産を制限列举している²²⁾。

2.3.2. 近時の議論

近時、この差押禁止財産について議論がなされている。まず、**法制審議会担保・執行法制部会第 9 回会議**(2002 年 2 月 19 日)²³⁾のなかで、東京商工会議所の役員である電子部品の経営者の発言がある。現在、地価の下落やデフレの進行により、追加担保、借入金の全額返済を要求され企業経営者が苦しんでいること。大企業と異なり、中小企業の経営者が個人保証し、倒産時には身ぐるみはがされてしまうこと。現在の自由財産の 21 万円では金額的に非常に少なく再チャレンジできないこと。個人ローン破産と経営者の破産を分離して議論してほしいことなどである。同時に、東京商工会議所の会員企業経営者に対する、経営者や連帯保証人に残すべき自由財産の範囲についてのアンケートを紹介する。これによると、有効回答 455 社のうち、4 割

以上が再チャレンジできる財産を残すべきとする。再チャレンジに必要なと思われる財産は何かという問いに対して、資金 1000 万円以上が 42.1 パーセント、500 万円以上が 31.4 パーセントで、全体の 7 割以上が 500 万円以上は必要と答えている。生活が保証される財産として何が妥当と思われるかの問いに対しては、必要生活費 6 か月分以上が 58.7 パーセント、3 か月分が 35.6 パーセントと全体の約 94 パーセントが少なくとも 3 か月を希望する。その他、持ち家や土地、保険証書を残すべしとの意見も多いことが紹介されている。

この点に関し、もっぱら中小企業経営者の利益保護等のために差押禁止財産に関して何らかの措置を講ずることは困難であるとして、民事執行法施行令で定められる 1 か月の必要生活費の額(現在 21 万円)²⁴⁾のみを検討対象として提案することでこの会議は終わっている。また、「自然人の管財事件に関する財産換価について」と題する東京地方裁判所民事第 20 部発行の破産管財人向けられた文書(2000 年 10 月 26 日)には、「問題となる差押財産」について図表 8 のように書かれている。執行法制部会第 9 回会議も東京裁判所の文書にもベンチャー企業の再生に必要な資金を確保するという発想がない。

【図表 8】東京地方裁判所の「問題となる差押禁止財産」

家財道具	一般的な家財道具は差押禁止財産であり、破産財団を構成しない。
保険返戻金	解約返戻金の額が 20 万円以下の場合には破産財団を構成しない。但し、保険が数本ある場合においては、解約返戻金の合計額が併せて 20 万円を超える場合にはすべての解約返戻金が破産財団を構成する。
破産者の住居用家屋の敷金	20 万円を超えるものであっても破産財団を構成しないものとして取り扱う(同時廃止事件、小額管財事件では 20 万円を超えていても積立て等をさせてはならない)。
自動車	処分価格が 20 万円以下の場合には、破産財団を構成しない。破産者が保有を希望する場合には、自動車税を負担させる必要がある。
退職金	退職金の 8 分の 1 相当額が 20 万円以下の場合には破産財団を構成しない。
電話加入権	複数ある場合には、1 本のみ破産者の保有を認め、その余は換価する。

(出所)兼尾雁太郎経営再建塾、資料集 <http://www.pacific-en.co.jp/karitarou/k5-6-4.html> (2002.9.10 閲覧)のデータを表にして引用した。

以上のような議論を踏まえて、同審議会部会は「担保執行法制の見直しに関する要綱中間試案」²⁵⁾(2002 年 3 月 19 日)を発表している。それを説明する法務省の「補足説明」²⁶⁾のなかでも、「それが、政策的課題として重要であることを何ら否定するものではないが、個人保証をした企業経営者の利益保護という課題に特化して民事基本法における差押禁止財産の規定につき何らかの手当てをすることは困難であるとの意見が大勢を占めた」と記述している。具体的な検討課題は、「動産執行や給料債権等に対する債権執行において差押えが禁止される額についての政令の見直しという問題」に限定されてしまった。昭和 55 年(1980 年)以来、改正がなかったので、標準的な世帯の必要生計費の推移等を考慮してその額を見直そうとするだけで、人間としての最低限度の生活を維持するという生存権保障の考え方から一歩も出ていない。ベンチャー企業再生のための資金確保という観点を入れる必要がある。

この「中間試案」に対する意見の募集(2002 年 3 月 28 日から 5 月 10 日まで)が行われ、政令額の見直しについて賛成するものが 5 件、少額の保険の解約返戻金、自動車及び退職金を差押

禁止財産とすべきであるとするものなど、その他の見直しについての意見が3件あった²⁷⁾。そのなかの一つに、**東京商工会議所の「中間試案に対する意見」**(2002年5月10日)がある²⁸⁾。基本的には法制部会第9回会議(2002年2月19日)のなかの東京商工会議所の役員が述べた内容と同趣旨である。東京商工会議所が、2002年1月に実施した上記アンケートに基づき、差押禁止財産について見直しを求める。それは、(1)生活を保証するための財産として、民事執行法第131条3号に定める必要生計費を、「1月間」から「3月間」に改正すること。1か月の生計費の額を見直し、物価水準に見合った改正を適時行うこと。必要生計費に預金等の現金以外の保有も認めること。遺族の生計維持を目的とした生命保険や高度傷害保険等を差押禁止財産とすることである。また、(2)再チャレンジに必要な財産として、債務者に再起の可能性が高い場合には、再チャレンジに必要と思われる最低限の財産を残す法整備をすることを要望する。そして、創業までの手元資金として必要生計費を含め総額で500万円程度の財産が手元に残るよう検討することを要望する。

また、その後、**東京商工会議所は「提言：再挑戦が可能な社会づくりに向けて～中小企業の再生のインフラ～」**²⁹⁾を公表する(2002年7月11日)³⁰⁾。これは、経営者に対するセーフティネットのあり方に関し、企業の破綻時においても再チャレンジ可能な経営者の個人資産の一定量確保を目的とする破産法、民事執行法の改正を提言する。まず、(1)破産法について、自由財産の拡大と持ち家について破産財団からの除外をいう。前者については、個人事業主が事業融資の連帯保証債務を主たる原因とする破産にいたった場合、少なくとも500万円までの金融資産については自由財産と考えるべきとする。また、後者については、一定の土地建物の面積等の合理的制限の下、破産財団からの除外を提言する。さらに、納税等の一定の要件のもと公営住宅の提供などの配慮をすべしという。つぎに、(2)民事執行法の差押禁止債権の範囲(法第152条)について現行の法解釈・運用を改め、中小企業の取締役の報酬債権についても従業員と同様に21万円まで差押禁止債権として認めるべきとする。

生活の基盤である住居や当面の生活費は再起のためには最低限必要である。この点につき、米国の制度を見てみる。

2.3.3. 米国連邦倒産法の財団除外財産(Exemptions)

連邦倒産法は、第522条に債務者に残る資産としての財団除外財産を規定している。米国50州のうち、「36州が連邦法の定める財団除外財産の規定を排除しているが、連邦倒産法の規定はやはり基準を示すものとして重みを失ってはいない。」³¹⁾結婚している場合には免除量が2倍になるので、これに従えば、事業に失敗したとしても、400万円程度の住居、70万円弱の自動車、家具や身の回り品、生命保険契約に基づく権利など一応生活できる財産は残される。これだけあれば、少なくとも夜逃げなどせずに済む。法の目的どおり、リスタート可能である。ニューヨーク州、カリフォルニア州はそれぞれ連邦法を排除しているが、その免除は連邦法を上回る(図表9)。なお、カリフォルニア州は1と2を選択できる。

【図表9】連邦倒産法、ニューヨーク州、カリフォルニア州における主な財団除外財産

	連邦法(522条)	ニューヨーク州	カリフォルニア州 1	カリフォルニア州 2
家産：住居の用に供する家と敷地	17,450ドル(1ドル120円で換算すると209万4,000円)	次のタイプのうちの1つ 1.その上の住居をともなう多くの土地 2.共同アパート会社の株式 3.コンドミニアムアパートのユニット 4.トレーラーハウス	・独身で障害がない50,000ドル(600万円)、他のメンバーが家産を持っていない75,000ドル(900万円) ・65歳以上か、肉体的精神的障害100,000ドル(1,200万円) ・55歳以上、独身で15,000ドル以下の所得、あるいは、結婚し20,000ドル以下の所得ならば、100,000ドル(1,200万円)	共同を含む、住居として利用される不動産あるいは動産、17,425ドル(209万1,000円)
自動車	2,775ドル(33万3,000円)	2,400ドル(28万8,000円)	1,900ドル(22万8,000円)	2,775ドル(33万3,000円)
家財と家具調度品	トータル9,300ドル(111万6,000円)	5,000ドル(60万円)(ほかに住居で利用されるすべてのストーブと60日分の必要な燃料、付属物のついた1台のミシン機、5,000ドル)	家庭用器具、家具調度品、衣類	動物、収穫物、家庭用器具、家具調度品、家庭用品、本、楽器、そして衣類、品物ごとに450ドル(5万4,000円)
宝石・芸術品類	1,150ドル(13万8,000円)	5,000ドル(60万円)	5,000ドル(60万円)	1,150ドル(13万8,000円)
職業上の用具等	商売上の用具、専門書、道具でその合計額が1,750ドル(21万円)	・機械工のものを含む労働具、用具一式 ・価値が600ドル(7万2,000円)を超えない農作業機械、専門的機器、家具5,000ドル(60万円)	・道具、用具、材料、機器、制服、本、家具調度品、装置、船、自動車5,000ドル(60万円)(両配偶者によって使われるなら10,000ドル(120万円)) ・共同企業の財産 ・酒類販売免許を除くライセンス	器具、本、取引の道具、1,750ドル(21万円)
生命保険契約に基づく権利	・被保険者または保険契約者としての債務者の権利(金額に関係なし) ・満期前の生命保険契約により債務者が取得できる配当金、利息、貸付を受ける権利で、そ		・生命保険の利益あるいは効力 ・満期の生命保険給付金 ・満期前の生命保険証券貸付額8,000ドル(96万円)(夫と妻は2倍の16,000ドル(192万円))	・生命保険の利益あるいは効力 ・満期前の生命保険契約から発生した効力、9,300ドル(111万6,000円) ・信用保険証券以外の満期前の生

倒産後の企業再生についての日米比較（大橋）

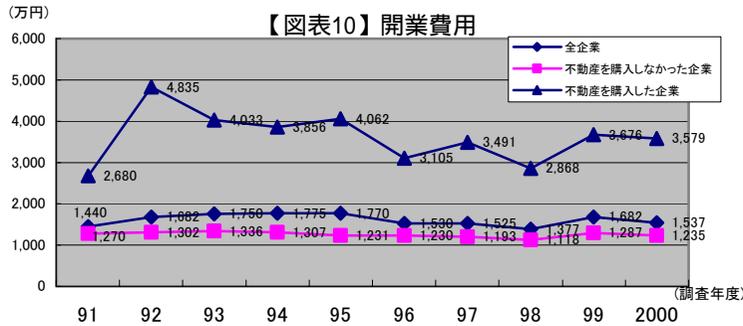
	の合計額が 9,300 ドル(111 万 6,000 円)を超えないもの ・信用保険証券を除く満期前の生命保険契約			命保険証券
その他	何でもかまわないが 925 ドル(11 万 1,000 円)までのものプラス住居を有しないか、財団除外未使用残高が 8,725 ドル(104 万 7,000 円)以上ある債務者は、925 ドルのほかにさらに 8,725 ドル	<ul style="list-style-type: none"> ・家産を主張しない債務者のための現金 2,500 ドル(30 万円) ・債務者によって使われるかあるいは家庭にある聖書、家族の写真、学校の教科書 5,000 ドル(60 万円) ・S&L 組合の持分、600 ドル(7 万 2,000 円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容者の信託資金 1,000 ドル(12 万円) ・公務員の休暇クレジット ・破産の申請の 30 日以内に支払われる賃金の 75 パーセント ・家を修理する、あるいは改良するための建築材料 2,000 ドル(24 万円) ・埋葬地 ・友愛組合の失業債券 ・身元保証証券 ・家産免除量に組み入れられて、受領後 6 か月間の建物所有者の保険利益 	何でもかまわないが 925 ドル(11 万 1,000 円)までのものプラス埋葬地、家産の代わりに 17,425 ドル(209 万 1,000 円)

(出所)Bankruptcy. Action. com, <http://www.bankruptcyaction.com/bankruptcyexemptions.htm> (2002.9.27 閲覧)のデータより筆者作成。

2.3.4 開業費用と破産経験者の動向に関する実態調査

さらに、差押禁止財産の範囲について考察の参考となる 2 つの実態調査がある。(1)日本における開業費用に関する実態調査と、(2)日米の、破産経験者のその後の動向と再起業への意思確認についての調査である。

(1)まず、開業費用に関する実態調査から見てみよう。次ページ図表 10 は、日本において企業を立ち上げる際に開業費用がどれだけかかるかについて 1991 年から 2000 年までの推移を示したものである。全企業の平均は、2000 年において、1,537 万円である。この額は、表の示すように 1991 年から多少の変動はあるものの横ばい状態で推移している。不動産を購入した場合、2000 年では、3,579 万円と高額な費用がかかっている。1991 年の 2,680 万円から 1992 年の 4,835 万円と急激に上昇したほかは、ほぼ 3,000 万円から 4,000 万円の間で推移している。一方、不動産を購入しない場合でも、2000 年においては 1,235 万円を費やしている。1991 年からの推移を見ると、およそ 1,100 万円から 1,300 万円強の間で横ばい状態である。なお、2000 年度の調査は、全企業数 2,062 社で、不動産を購入した企業数と購入しなかった企業数の割合は、それぞれ 12.9 パーセント、87.1 パーセントであった。



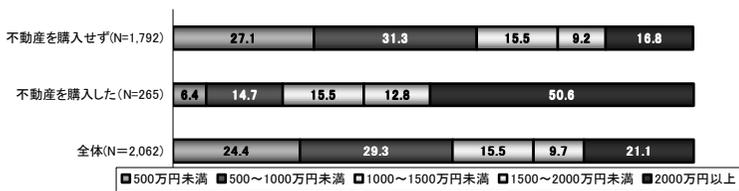
(出所)国民生活金融公庫総合研究所編『新規開業白書 2001年版』(中小企業リサーチセンター、2001)25 ページ図 1 - 19 を引用した。

図表 11 は、同一の調査であるが、開業費用の分布状況を示している。不動産を購入した場合には、やはり、2,000 万円以上が 50.6 パーセントを占め、高額な費用が必要であることが分かる。不動産を購入しない場合でも、開業費用が 500 万円未満である企業は 27.1 パーセントに過ぎず、残りの 82.9 パーセントは 500 万円以上の費用がかかっている。全体の 31.3 パーセントと最も大きい割合を占めているのが、500 万円～1,000 万円未満の階級である。

この実態調査からすると、企業を立ち上げようとするとき不動産を購入しない場合でも最低 500 万円から 1000 万円の開業費用がかかることが分かる。先に見た、東京商工会議所の「中間試案に対する意見」や「提言」は差押禁止財産の範囲拡大の実現可能性を政策的に考慮して、実際にかかる費用よりも低く要求しているものと思われる。一度失敗して再挑戦する場合には、金融機関からの融資がより厳しくなるであろうことを考慮すれば、差押禁止財産の範囲は 1,000

万円前後に設定される必要がある。

【図表11】開業費用の分布状況(不動産購入の有無)2000年度



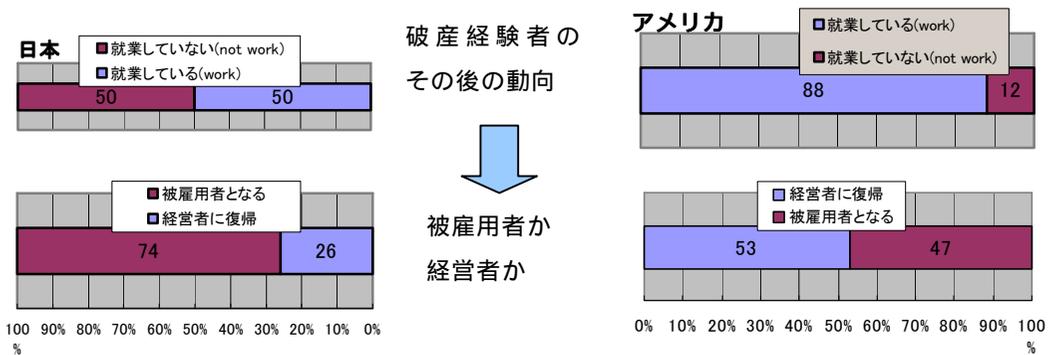
(出所)国民生活金融公庫総合研究所編『新規開業白書 2001年版』中小企業リサーチセンター、2001)25 ページ図 1 - 20 を引用した。

(2)次に、「中小企業白書 2002 版」に掲載されている日米の、破産経験者のその後の動向と再起業への意思確認についての調査をみる。次ページ図表 12 では、日米の破産経験に対する実態調査に基づき、日本の場合、米国と比べて再挑戦する人数の割合が少ないことが示されている。

倒産後の企業再生についての日米比較（大橋）

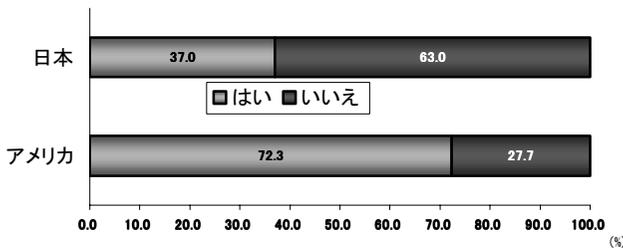
日本では、破産の後、50 パーセントしか就業しておらず、そのうち、26 パーセントだけが再び経営者となっている。これに対して、米国では、破産者の 88 パーセントが就業しており、そのうち、53 パーセントが再び経営者となっている。米国に比べて日本の破産経験者が、経営者に復帰することは少ないことが見てとれる。そして、米国に比べて破産後の再起が難しく、再挑戦できるような環境をつくることの重要性が指摘される³²⁾。次ページ図表 13 は、再起業への意思を確認した結果をまとめたものである。米国では、72.3 パーセントの人が再起業への意思を示したのに対し、日本では、37 パーセントであった。米国に比べれば再起業の意思のある人は少ないといえるが、それでも少なからず存在する³³⁾。再起業への意思はあるのに、現実には再起業にいたっていないという現実、破産後の再起業が困難であることを示す証左といえる。この原因の一つにはやはり、差押禁止財産の範囲の狭さがあるといえ、当面の生活基盤が維持できる程度の財産、さらには再挑戦できる程度の資産は残すべきであると考え。法制審議会の審議に期待したい。

【図表12】日米破産経験者のその後の動向



(出所)中小企業庁編『中小企業白書 2002』ぎょうせい、2002)132 ページ第 2 - 3 - 13 図を引用した。

【図表13】再起業への意思確認



(出所)中小企業庁編『中小企業白書 2002』(ぎょうせい、2002)134 ページ第 2 - 3 - 15 図を引用した。

3. 結論

第2節で検討したように民事再生法は、一度失敗した企業に再挑戦を許す特徴を備えている。しかし、日本の再生制度全体としては、ベンチャー企業等が失敗しても再挑戦可能な制度であるというには不十分である。不十分な点は、DIP ファイナンスを活用するための法制度の整備、自由財産の範囲あるいは差押禁止財産の範囲である。

今後の研究の方向性としては、一つは、倒産がどのような経済変数によって影響を受けるかの要因を調べ、その要因を改善するという方向がある。すでに、中小企業白書 2002 年版に、マクロ経済変数による倒産件数の推計式が試みられている³⁴⁾。このモデルは、被説明変数として、倒産件数(対数変換)を、説明変数として次の変数を用いた重回帰分析である。すなわち、売上計上利益率、手元流動性、地価要因、実質コールレート、金融機関数、特別信用保証承諾件数、鉱工業生産指数対前年増加率業種分散(対数変換)の6つである。

もう一つはゲーム論を使った分析が考えられる。再生手続関係者図(図表6)にある関係人の利害関係と相互作用のあり方を分析し、各主体間の行動からなる再生システムを考え、現行手続と比較する方法である。具体的な分析モデルは研究途上であり、後者の方向性はこれからの課題である。

<注>

- 1) Jerry Kaplan, "STARTUP: A Silicon Valley Adventure", Houghton Mifflin, 1995(邦訳、仁平和夫『シリコンバレー・アドベンチャー』(日経 BP 出版センター、1995)。
- 2) 板倉雄一郎『社長失格』(日経 BP 社、1998)。
- 3) DIP ファイナンスは、米国で発展してきたファイナンスの方法である。再生手続申立後の再生債務者(DIP)に対する新規融資のことで、主に運転資金に利用する目的で融資される。
- 4) 差押禁止財産は、個人が破産した場合でも生活の維持のため最低限差押が禁止され債務者に残される財産のことである。
- 5) 中小企業総合事業団・国際部「企業倒産調査年報(平成12年)」(2001)。
- 6) 熊谷勝行[インタビュー]「特集最新版!よく分かる企業倒産入門 第一部倒産を追う!倒産情報をつかむ 会社の経営の本質とは「倒産しない経営をする」こと」(法学セミナー、No.550、10月号、1999)7ページ上段。
- 7) 高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』(商事法務研究会、1996)401ページ。
- 8) 現在、倒産法制の全面的見直し作業が進められており、民事再生法の内容を踏まえた検討が行われている(小川秀樹(法務省民事局参事官)「ビジネスローの展望」の中の「倒産法制の動向」(NBL、No.728、2002)31ページから33ページ)。また、法制審議会の倒産部会、破産法分科会の審議経過は法務省HP(<http://www.moj.go.jp/SHINGI/index.html>)で見ることができる。
- 9) 中村勝利、ブライスウオーターハウスクーパース ファイナンシャル・アドバイザー・サービス「第2章各種倒産法との比較」『民事再生ビジネスとM&A』(中央経済社、2001)61ページ。
- 10) 中島弘雅「民事再生法で変わる倒産手続構造」(法学セミナー、No.550、10月号、2000)23ページ下段、24ページ上段。
- 11) 裁判所の監督とは、新潟地裁の職員からの調査では、監督人である弁護士からの報告を受けるというだけのものさそうである。それも、定期的に報告を求めるのではなく、監督人の判断が必要と認めるときに報告を受けるという受動的な監督である。
- 12) 高木新二郎、前掲書、36ページ。
- 13) 田作朋雄『事業再生』(角川書店、2002)21ページ、チャート 事業再生システム参照。

倒産後の企業再生についての日米比較（大橋）

- 14) 中村廉平「民事再生手続とDIPファイナンス」(銀行法務 21、No.581、2000.9)84 ページ上段。
- 15) 中村廉平、前掲論文、85 ページ中段。
- 16) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」<http://www5.cao.go.jp/keizai/2001/0406taisaku.html> (2002.9.23 閲覧)。
- 17) 日本政策投資銀行「News Release」<http://www.dbj.go.jp/japanese/business/pf/index.html>(2002.9.20 閲覧)。
- 18) 金融庁「金融検査マニュアル」(2000年6月)<http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/yokin.pdf> 58 ページ (2002.9.30 閲覧)には、「民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てが行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険の度合いを踏まえ、原則として非分類ないし 分類としているかを検証する。」との規定がある。
- 19) 中小企業庁「DIPファイナンス研究会報告書第2部」 <http://www.meti.go.jp/feedback/> 9 ページ (2002.4.30 閲覧)。
- 20) 田作朋雄「特集 不良債権ビジネスを超える 実務専門家の協働により実体法に踏み込んだ法改正を」金融財政事情、1999.11.15)14 ページ。
- 21) 中村廉平、前掲論文、87 ページ。
- 22) 中野貞一郎『民事執行法[新訂三版]・現代法律学全集 23』(青林書院、1998)515 ページ。
- 23) 法制審議会担保・執行法制部会「第9回会議(2002年2月19日)」 <http://www.moj.go.jp/> (2002年9月9日閲覧)。
- 24) (差押えが禁止される債権の額)
第1条 民事執行法第131条第3号の政令で定める額は、21万円とする。
(差押えが禁止される継続的給付に係る債権等の額)
第2条 1 法第152条第1項各号に掲げる債権の額(次項の債権を除く。)に係る同条第1項の政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 支払期が毎月と定められている場合 21万円
 - 二 支払期が毎半月と定められている場合 10万5000円
 - 三 支払期が毎旬と定められている場合 7万円
 - 四 支払期が月の整数倍の期間ごとに定められている場合 21万円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
 - 五 支払期が毎日と定められている場合 7000円
 - 六 支払期がその他の期日をもつて定められている場合 7000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額2 賞与及びその性質を有する給付に係る債権に係る法第152条第1項の政令で定める額は、21万円とする。
以上、法律と裁判所・資料室 - 4 民事執行法施行令条文紹介
<http://user.parknet.co.jp/ryuichi/lawandcourt/materials/mtrl0004.html> (2002.9.10 閲覧)から引用。
- 25) 法制審議会担保・執行法制部会「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」
http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI20/pub_minji20-1.html (2002.9.10 閲覧)。
- 26) 法務省「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案補足説明」
http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI20/pub_minji20-2.pdf (2002.9.10 閲覧)。
- 27) 法務省「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」に関する意見募集の結果について
http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI20/result_minji20.html (2002.9.10 閲覧)。
- 28) 東京商工会議所「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案に対する意見」
<http://www.tokyo-cci.or.jp/kaito/> (2002.9.9 閲覧)。
- 29) 東京商工会議所「提言：再挑戦が可能な社会づくりに向けて～中小企業の再生のインフラ～」
<http://www.tokyo-cci.or.jp/kaito/> (2002.9.9 閲覧)。
- 30) そのほか、京都・大阪・神戸・名古屋商工会議所「平成15年中小企業対策に関する要望」(2002)や、司法制度改革推進本部、司法アクセス検討会第6回議事概要
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/02access.html> (2002.9.9 閲覧)のなかで差押禁止財産についての話題が出ている。
- 31) 高木新二郎、前掲書、257 ページ。
- 32) 中小企業庁編『中小企業白書 2002』(ぎょうせい、2002)139 ページ。
- 33) 中小企業庁編、前掲書、134 ページ第2 - 3 - 15 図。
- 34) 中小企業庁編、前掲書、272 ページ付注 2-3-3。

主指導教員(平木俊一教授)、副指導教員(林英樹教授・高津斌彰教授)